

～下請法・下請振興法の新常識～

2025

10/30

木

■時間：13：30～15：30（受付13：00開始）

■形式：対面

■会場：大分県庁 新館14階 大会議室
（大分県大分市大手町3丁目1番1号）

※会場駐車場の利用はできないため、近隣コインパーキングや公共交通機関を利用ください。

■対象：全業種事業者、支援機関、金融機関等
※1事業者2名までとさせていただきます。

※本イベントは【先着順】での受付となります。
定員に達し次第、申し込みを締め切らせていただきます。



・ **令和8年1月1日**から下請法と下請振興法の改正法が施行されます。

・ 改正により法律の名称や用語が変更されます。

下請法	中小受託取引適正化法（通称 取適法 ）
-----	----------------------------

下請振興法	受託中小企業振興法
-------	-----------

親事業者・下請事業者	委託事業者・中小受託事業者	等
------------	---------------	---

・ 改正により**規制の対象となる事業者や取引の範囲が拡大**されます。

改正内容について知りたい方はコチラ！

公正取引委員会（下請法関係）HP

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/torittekihoh.html



中小企業庁（下請振興法関係）HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>



－ プログラム －

13:30-14:50 中小受託取引適正化法（取適法）について

公正取引委員会 事務総局 九州事務所

14:50-15:05 受託中小企業振興法の改正ポイントについて

九州経済産業局 産業部 取引適正化推進室

15:05-15:10 大分県からのお知らせ

大分県 商工観光労働部 雇用労働室

15:10-15:30 質疑応答

－ 申し込み方法 －

QRコードを読み込んで、
必要事項を記入してくだ
さい。

10月29日(水) 17：00 ✕



【個人情報保護方針】

ご提供いただいた個人情報は、事務局（九州経済産業局、公正取引委員会事務総局九州事務所、大分県）の運営、事後アンケートの実施にのみ使用し、事務局においてその保護について万全を期すとともに、ご本人の同意なしに事務局以外の第三者へ開示、提供することはありません。なお、本説明会の録画・録音、第三者への提供を固く禁じます。